

第8号様式（その1）（第8条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

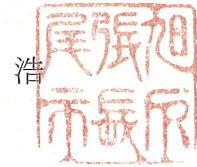
5環第432号

令和6年3月7日

株式会社岩田清掃

代表取締役 金 森 知 実 様

尾張旭市長 柴 田



次のとおり許可します。

取扱一般廃棄物の種類	雑芥（尾張東部衛生組合において処理できるものに限る）
業務区域	尾張旭市内
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
条件	(1) 市の指導指示に従うとともに、廃棄物の処理に関する法律及び尾張旭市条例等を厳守し、業務を円滑に実施すること。 (2) 収集運搬車を十分に清掃し、作業すること。 (3) 尾張東部衛生組合への搬入については、尾張東部衛生組合施設使用許可条件を遵守すること。 (4) 収集運搬車（雑芥）の車体に「尾張旭市許可」及び「一般廃棄物収集運搬業」の文字を表示すること。 (5) 裏面注意事項を遵守すること。

注 意 事 項

- (1) 許可証を他人に譲渡し、または貸与してはならない。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載した事項に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出すること。
- (3) 4半期毎に、一般廃棄物処理業務実績報告書を報告内容の最終月の翌月の10日までに提出すること。
- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に違反する行為をしたときは、許可を取り消し、または期間を定めて業務の停止を命ずるものとする。
- (5) 許可証の有効期間が満了したとき、業務を停止したとき、または許可を取り消されたときは、許可証を返納すること。
- (6) 業務の全部を休止したとき、または業務の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を返納すること。